

至誠館大学進路相談室規程

(設置)

第1条 この規程は、進路支援委員会規程第9条の規定に基づき、至誠館大学進路相談室（以下「相談室」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 進路相談室は、学生の進路に関する諸問題について相談に応じ、その解決のために適切な助言・指導及び対策に当たる。

(業務)

第3条 相談室は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 学生の進路相談に応じ、必要な助言及び対策に当たる
- (2) 進路指導に関して、必要な情報及び資料を収集する
- (3) 進路先の開拓及び学内における進路ガイダンス、進路説明会、進路に係る模擬試験等進路指導に関する諸事業の企画及び実施に当たる
- (4) 進路指導に関する諸企画及び実施業務について、学内各組織等の意見を聴取し、若しくは連絡調整に当たる
- (5) その他の学生の進路相談に係る必要な事項

(構成)

第4条 相談室に室長及び室員を置く。

- 2 室長は、進路支援委員会委員長をもって充てる。
- 3 室員は、進路支援委員会委員及び学務課職員をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、室員に学長の指名する者若干名を加えることができる。
- 5 前項の室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の後任の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、進路支援委員会が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成15年	4月	1日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成31年	4月	1日	(第3回改正)